

○松山市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業運営要綱

松山市要綱第21号

平成17年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けている小児慢性特定疾病児等（以下「小児慢性特定疾病児」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、小児慢性特定疾病児の日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付をする用具は別表第1の種目の欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の対象者の欄に掲げる小児慢性特定疾病児で、本市に住所を有し、かつ、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による用具の給付（小児慢性特定疾病に係る施策によるものを除く。）の対象とはならない者とする。

2 用具の附属品は、当該附属品がなければ用具を使用することができないときに限り給付するものとし、当該附属品のみの給付は、行わない。

(給付の申請)

第3条 給付を受けようとする対象者の保護者は、松山市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付申請書（様式第1号）に小児慢性特定疾病医療受給者証（松山市児童福祉法施行細則（平成18年規則第65号）第1条の3第1項に規定する医療受給者証をいう。）の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(給付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、松山市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付調査書（様式第3号）により対象者の要件及び必要性を調査して、可否の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により給付を決定したときは、松山市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付決定通知書（様式第4号）に松山市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付券（様式第5号。以下「給付券」という。）を添えて申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により給付の申請を却下したときは、松山市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付却下通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第5条 給付の決定を受けた者（以下「購入者」という。）は、給付券を市長が委託した事業者（以下「事業者」という。）に提出し、用具の購入に要する費用（以下「購入費用」という。）の一部又は全部を用具の引渡しの日直接事業者に支払うものとする。

2 前項の規定により購入者が事業者に支払う額は、次の各号に掲げる額を合計した額を基準として市長が決定した額とする。ただし、診療報酬の支払の対象となる用具については、当該診療報酬の額を減じるものとする。

(1) 別表第2に定める徴収基準額

(2) 購入費用が別表第1に定める基準額を超える場合は、購入費用と基準額との差額  
(費用の支払)

第6条 市長は、事業者の請求に基づき、購入費用から購入者が直接事業者を支払った額を控除した額を当該事業者を支払うものとする。この場合において、事業者は、購入者から受領した給付券を添付して、用具を引き渡した日から1月以内に請求しなければならない。

(購入者の義務)

第7条 購入者は、用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、購入者が前項の規定に違反した場合は、給付に要した費用の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（平成17年要綱第21号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成19年要綱第61号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年要綱第63号）

この要綱中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成20年7月1日から施行する。

付 則（平成21年要綱第78号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 23 年要綱第 73 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 26 年要綱第 71 号）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第 1 号及び様式第 3 号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成 26 年要綱第 80 号）

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年要綱第 87 号）

- 1 この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、第 1 条の規定による改正前の松山市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業運営要綱様式第 1 号及び様式第 3 号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 この要綱の施行の日前に第 2 条の規定による廃止前の松山市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱第 4 条第 1 項に規定する申請を行った者に対する同要綱に基づく取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（平成 27 年要綱第 1 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年要綱第 77 号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の別表第 1 の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 28 年要綱第 61 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 30 年 10 月 3 日要綱第 45 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平 30 年 9 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 1 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第 1 号による用紙で、現に残存する

ものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第2条、第5条関係）

種 目	対 象 者	性 能 等	基 準 額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができるもの）	4,900円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	じよくそう 褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	21,560円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	166,320円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること (1) 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500円
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温の調整ができるもの	22,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がん又は神経	紫外線を削減できるもの	41,580円

	障害を起こすことがある者		
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	173,250円
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520円
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱 <sup>ぼうこう</sup> を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700円

別表第2（第5条関係）

徴収基準額表

階層 区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準月額	徴収基準 加算月額	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	円		
	3,000以下	D1階層	2,900	290
	3,001～5,800	D2階層	3,450	350
	5,801～8,700	D3階層	3,800	380
	8,701～13,000	D4階層	4,250	430
	13,001～17,400	D5階層	4,700	470
17,401～22,400	D6階層	5,500	550	

	<u>22,401</u> ～ <u>28,200</u>	D7階層	<u>6,250</u>	<u>630</u>
	<u>28,201</u> ～ <u>58,400</u>	D8階層	<u>8,100</u>	<u>810</u>
	<u>58,401</u> ～ <u>75,000</u>	D9階層	<u>9,350</u>	<u>940</u>
	<u>75,001</u> ～ <u>96,600</u>	D10階層	<u>11,550</u>	<u>1,160</u>
	<u>96,601</u> ～ <u>121,800</u>	D11階層	<u>13,750</u>	<u>1,380</u>
	<u>121,801</u> ～ <u>175,500</u>	D12階層	<u>17,850</u>	<u>1,790</u>
	<u>175,501</u> ～ <u>221,100</u>	D13階層	<u>22,000</u>	<u>2,200</u>
	<u>221,101</u> ～ <u>380,800</u>	D14階層	<u>26,150</u>	<u>2,620</u>
	<u>380,801</u> ～ <u>549,900</u>	D15階層	<u>40,350</u>	<u>4,040</u>
	<u>549,901</u> ～ <u>579,000</u>	D16階層	<u>42,500</u>	<u>4,250</u>
	<u>579,001</u> ～ <u>700,900</u>	D17階層	<u>51,450</u>	<u>5,150</u>
	<u>700,901</u> ～ <u>849,000</u>	D18階層	<u>61,250</u>	<u>6,130</u>
	<u>849,001</u> ～ <u>1,041,000</u>	D19階層	<u>71,900</u>	<u>7,190</u>
	<u>1,041,001</u> 以上	D20階層	全額	左の徴収 基準月額 の10 %。ただ し、その 額が8, 560円 に満たな い場合は 8,56 0円

備考	<p>1 徴収月額の決定の特例</p> <p>(1) A階層以外の各階層に属する世帯から2人以上の児童が同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。</p> <p>(2) 10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。</p> <p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 世帯階層区分の認定は、児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市町村民税等の課税の有無により行う。</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア 前号の「児童の属する世帯」とは、児童及びこれと生計を同じくする者により構成される世帯をいう。</p> <p>イ 前号の「扶養義務者」とは、民法第877条第1項に規定する直系血族及び兄弟姉妹（18歳未満で未就業の者は、原則として除く。）並びにこれらの者以外の3親等内の親族で家庭裁判所の審判等により扶養の義務を負うこととなった者をいう。ただし、児童と同一の世帯に属しない者であって、現に当該児童を扶養していないものを除く。</p> <p>ウ この表のB階層及びC階層における「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税をいう。ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しない。</p> <p>(3) 市町村民税については当該年度の市町村民税の課税（地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。）又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、当該年度の市町村民税の課税状況が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>3 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合は、その状況等を勘案して実情に即した取扱いをすることができる。</p> <p>4 B階層の対象世帯のうち、生活保護法による被保護世帯に準じる程度に困窮していると市長が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとする。</p>
----	---

